

法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-22

印度地役条例

(発行年 / Year)

1910

印度地役條例

法典調查會

千八百八十二年ノ第五号條例

地役及ビ認許ニ閣スル法律ヲ説明及ビ

改正スル條例

少引
地役及ビ認許ニ閣スル法律ヲ説明及ビ
ルヲ必要トスルが故ニ茲ニ左ノ如ク規定ス

前加

名捕 第一條 本條例ハ千八百八十二年ノ印度地役

條例ト桶ス

地範圍

本條例ハマドラス太守ト中央諸州及ビクル
一ヶ委員ノ管轄スル領地ニ行ハル

開始

本條例ハ千八百八十二年六月一日ヨリ施行

除外

第二條 此規定ハ茲ニ明カニ廢止セサル法律

二何等ノ影響ヲモ及ビサズ又此規定ハ左ノ

権利ヲ奪フコトナシ

(a) 政府が天然ノ湖沼及ビ河流ニアル水又
　　「水利」為メ公費ニテ作りレ建設物

ニアル水ヲ集合貯蓄分配スル權

(b) 政府又ハ公私人ガ他ノ不動産ニ閣係ナ

クレテ右有し得ル不動産上ノ權

(c) 本條例ノ施行前ニ得タル權利又ハ施行

前ノ閣係ヨリ生スル權

第三條 千八百七十七年ノ印度財限條例第二

十六條第二十七條及ビ該條例ニアル地役ノ

定義ハ本條例ノ施行セラル、土地ニ於テハ

千八百七十七年
十五年條例第
二十六條第
七條ノ廢止

テ此等ノ諸條又ハ千八百七十一年第9号條
例、第二十七條第二十八條ニ参照セル場合
ニハ本條例ノ行ハル、土地ニ於テハ本條例
第十五條第十六條ニ参照マラル、モノト見
ルベシ

地役定義 第一章 地役ノ總則

地役トハ土地ノ所有者又ハ占有者ハ
所有者又ハ占有者トシテ其地ヲ享有スル為
メニ自己ノ有ニアラサル土地ニアル事ヲ為
シ又ハアル事ノ為サル、ヲ拒ム、權ナリ
其地ヲ享有スル為メニ此權利存スル土地
ヲ要役地トイヒ、要役地ノ所有者又ハ占有者
ヲ要役所有者ト稱ス、其土地ニ責任ノ附着レ
タル土地ヲ差役地トイヒ差役地ノ所有者又

法典調査會

ハ占有者ヲ差役所有者トイフ

〔説明〕本條第一項及ニ第二項ニ於テ土地トイ

フモノ、中ニハ永久土地ニ附着スル物
ヲモ包含シ、享有トイフ中ニハ便利間接
ノ便益、及ビ單ニ快樂ノ如キモノヲモ包
含シ。アル事ヲ為シトイフ中ニハ要役地
ノ享有ノ為メニ要役所有者ヲ差役地
土ノ一部又ハ其上ニ生長シ或ハ之レニ
ヨリヲ支障セラル、モノヲ取り去リテ

利用スルコトヲモ包含ス

第五條 地役ハ継続又ハ不継続表見又ハ不表
見ナリ

及ビ不表見
継続及ビ不
継続表見

繼續地役トハ其亨有カ人ノ所為ナクシテ結
続スルカ又継続シ得ムノナリ
不継続地役トハ其亨有ニハ人ノ所為ヲ要ス
ルモナリ

表見地役トハ相當ノ人々注意シテ觀察スレ
バ見ルコトヲ得ル永久的標識ニヨリテ其存
在ノ表ハルモナリ
不表見地役トハカヘル標識ヲ有セサルモ
ナリ

期間又ハ條件
附ノ地役

第六條 地役ニハ永久ノモノ、年期其他ノ期間
附ノモノ時々中断セラルモハ、アル場處アル
時アル時間アル特別ノ目的ニ限りテ行使レ
得ルモノタルト。又ハ特別事件ノ發生特別行

為ノ履行不履行ニヨリテ開始無効銷除トナ
ルモノタルトアリ

地役ナル權利
制限ナリ
立有スル絕對
的權

第七條 地役ノ左ノ權利ノ制限ナリ
(a) 不動產所有者カ其所所有物棟宇及ビ附屬
物ヲ享有處方スル絕對的ノ權(但シ絕對
的ノ權トイフモ現行法ノ制限ヲ受ク
(b) 不動產所有者カ其所所有物ノ位置ヨリ生
スル自然ノ便益ヲ他人ニ妨ケラレズレ
テ享有スル絕對的ノ權(但シ絕對的ノ權
トイフモ現行法ノ制限ヲ受ク

第二章 地役ノ設定取得及び移轉
第八條 地役ノ兼役地トナルベキ土地上ノ權
利ヲ移轉シ得ル人ガ其有スル權利ノ範囲内

地役ノ設定シ
得ル人

兼役所有者

：於テ之ヲ設定スルコトヲ得

第九條 兼役所有者ハ既存セル地役、利益ヲ
減少セサル他、地役ヲ兼役地ノ上に設定ス
ルヲ得、但し第八條ノ規定ニ従フベキモノト
ス、兼役所有者ハ要役所有者ノ同意ナクシテ
現存ノ地役ノ利益ヲ減少ベキ他ノ地役ヲ
兼役地ノ上に設定スルコトヲ得ス

（質入主及二記）

第十條 債主ハ借主ノ権利ヲ害セサル地役ヲ
貸地ノ上に設定スルコトヲ得。死質置主ハ担
保ヲ不十分トナラシムル地役ヲ質地ノ上に
設定スルコトヲ得、但し第八條ノ規定ニ従フ
ヘキモノトス。債主又ハ質置主ハ借主又ハ貸
取主ノ兼諾ヲ経ベシテ、貸借ノ終了スル時又

（決算調査會）

・質受出ノ時ヨリ効力ヲ生スルニアラサル
上述外ノ地役ヲ設定スルコトヲ得ズ

（説明）質物ノ價額、質物ノ闇スル貯債金額ヨ
リ三分一以上多キ場合ニアラカレバ
本條ニ所謂不十分ノ担保ナリ、若し質
物ノ建物ヨリ成立ツトキハ其價額貯
債金額ヨリ二万一千多キ場合ニアラカ
レバ不十分ナリ

第十一條 債主其他ノ傳未權（持主人ハ其の權利）終了後ニ効力
ヲ生スル地役又ハ貸主或ハ優等所有者ノ權
利ヲ害スル地役ヲ自己持スル財産ノ上に
設定スルコトヲ得ズ

第十二條 地役ハ其不動産ノ亨有ノ為メニ之

（地役ヲ取得シ
得ル人）

多事三月四日
及一月四日

ヲ設定シタル不動産ノ所有者、又ハカ、ル不動産ノ占有者ハ〔所有者〕為メニ之ヲ取得スルコトヲ得

不動産共所有者一人ハ他、共同者、同意有無を拘ラズ其共所有地、吉有、為メニ地役ヲ取得スルコトヲ得

不動産、借主ハ自己ノ所有ニカ、ル不動産ノ亨有、為メニ借地上ノ地役ヲ取得スルコトヲ得

第十三條 一人他人ニ不動産ヲ移轉又ハ遺贈シタル場合ニ於テ

(a) 若し移轉地又ハ遺贈地、亨有ノ為メニ移轉者又ハ遺贈者、他ノ不動産上ニ於

法典調査會

ケル地役ヲ得ルコト必要ナレバ轉得者又受道者ハカ、ル地役ヲ得ルノ權アリ

(b) 若しカ、ル地役ハ表見且経続ノモノニシテ、移轉又ハ遺贈、時ニ亨有シ居リシ如クニ其地ヲ亨有スルニハ必バ入用、モノナルトキハ、明示又ハ默示ニテ別段ノ意志ヲ表セサル以上ハ轉得者又ハ受遺者ハカ、ル地役ヲ得ルノ權アリモ、トス

(c) 若し移轉地又ハ遺贈地ノ上ニ於ケル地役ハ移轉者又ハ遺贈者、他ノ不動産ヲ吉有スルヲ必要、モノナルトキハ移轉者又ハ遺贈者、法律上ノ代權者ハカ、ル

地役ヲ得ルノ權アリ

(d) 若シカ、ル地役ハ表見且継続ノモノニ
シテ移轉又ハ遺贈ノ時、有レオナリシ
如クニ其地ヲ亨有スルニシテ必ラズ入用
ノモナルトキハ、明示又ハ默示ニテ別
段ノ意志ヲ表セサル以上ハ移轉者又ハ
遺贈者、法律上ノ代權者ハカ、ル地役
ヲ得ルノ權アリ

數人、共有產カ分割セラシタル場合ニ於テ
(e) 若シ共有者一人ノ分割地上ニ於ケル
地役ヲ他ノ共有者ノ分割地ヲ亨有スル
ニ必要ノモ、ナルトキハ後者ハカ、ル
地役ヲ得ルノ權アリ

法典調査會

(f) 若シカ、ル地役ハ表見且継続ノモノニ
シテ分割ノ時ニ共有シ居リシ如クニ其
分割地ヲ亨有スルニハ必ラズ入用ノモ
ナルトキハ、明示又ハ默示ニテ別段ノ
意志ヲ表セサル以上ハ後者ハカ、ル地
役ヲ得ル權アルモ、トス（シテ後者ト同意味）

本條、(g) (h) 記載シアル地役ヲ必要ニヨ
ル地役トイフ

法律ノ効力ニヨリテ不動產カ移轉スルトキ
モ本條ニ於テハ其當事者ヲ移轉者及ト轉得
者ト看做ス

第十四條 前條ニヨリ必要ニヨル通行權、生
スルトキハ、移轉者遺贈者、法律上代權者又

時効
得取

ハ通行權ノ行使ヲ受ケル分割地ノ所有者ハ
通路ヲ設足スルコトヲ得サレド要役者ニ相
當、便利ナル様ニ之ヲ設定セサルヘカラズ
通路ヲ設定スル權利ヲ有スル者カ之ヲ設定
スルコトヲ拒ムカ又ハ其設定ヲ怠ルトキハ
要役所有者ハ之ヲ設定スルコトヲ得

第十五條 建物ニ於ケル光線又ハ空氣ヲ地役
トシテ平穩ニ且間断ナリ二十年間有スル
場合、他人ノ土地又ハ其附着物ヲ自己ノ土
地又ハ其附着物ノ支障トシ之ヲ地役トシテ間
断ナク二十年間有スル場合通行權其他ノ
地役ヲ主張スル者カ之ヲ地役トシ權利トシ
テ平穩且公然ニ間断ナク二十年間有スル

法典調査會

場合ニ於ケル光線空氣ニ對スル權支
障ノ權又ハ其他ノ地役、絕對的ノモノトナ
ルヘン

〔説明〕

二、權利ヲ有スルハ其財產ノ所有者
又ハ占有者トノ合意ヲナセシ結果ニ
シテ、且此權利が地役トシテ讓与セラ
レタルモノニアラサルカ又ハ地役ト
シテ讓与セラレタルモノトスルモ期
間ノ経過若クハアル條件ノ成就ニヨ
リテ終了スルモノナルコトガ合意、
表面ヨリ明カナルトキハ、カ、ル權利
ノ亨有ハ本條ニ補スル言有マラズ
説明二、權利、主張者外ノ人ニ妨害セラ

レテ其權利ノ亨有ヲ實際ニ停止セし
且此妨害ノ事實ト自ラ妨害ヲ為し又
ハ人ヲシテ之ヲ為サレムル者ノ通知

ヲ受ケタル後一ヶ年間黙然シ去ル

非レハ本條ヲ稱スル中斷ニアラズ
説明三、要役所有者及ビ差役所有者間ノ契

約ニ從ヒ權利ノ亨有ヲ止ムルコトハ
本條ノ稱スル中斷ニアラズ

説明四、水ヲ汚濁スル權ナル地役ノ場合ニ
於テハ二十年ノ期間ハ差役地ヲ明ラ
カニ害心レ始メタル時ヨリ進行ス

本條ヨリ其上ニ權利アリト主張スル財産ハ
政府ニ属スルモノナルトキハ期間ハ二十年

法典調査會

ニアラズシテ六十年ナリ

蓋役地ノ復帰
權者為メニス
ル除外

第十六條 地役ヲ負フ土地ハ終身所有權又ハ
三年ヨリ多キ年期借權ニヨリテ所持セラル
モノナルトキハ此終身所有權又ハ年期借
權ニ絶続セル間ニ地役ヲ亨有セル時間ハ前
掲二十年ノ計算ニ於テ之ヲ除ク但シ之レが
為メニハ終身權又ハ年期借權ニ終了シタル
後此地ヲ得ルノ權アル者カク、ル權利)終
了セレ後三年間ニ申ニ地役ノ主張ヲ拒ミオ

クコトヲ要ス

時効ニヨリテ
取扱得スルコトヲ
得マリル權利

第十七條 第十五條ニヨリテ取得スル地役ハ
時効ニヨリテ取得スルモノトイヒ時効ニヨ
ル權利ト稱ス

龙ノ権利ハ時効ニヨリテ取得スルコトヲ得ズ

- (a) 若し其権利ヲ取得シ得ルモノトスルトキハ其権利ノ目的物即ケ義務ノ附着スヘキ財産ヲ全ク毀滅スルが如キモノ
(b) 開地ニ通スル光線又ハ空氣ノ自由通行権
(c) 水流ヲ流レバ且水溜水桶ミ永存セラレサル地上ノ水ニ對スル權
(d) 一定ノ溝渠ヲ流レサル地下ノ水ニ對スル權

慣習上ノ地役
第十八條 地役ハ地方ノ慣習ニヨリテ之ヲ取得スルコトヲ得

法典調査會

要役地ノ移轉
此規則契約
又ハ證書ノ拘束
移轉入
東ラ受ク
ルモノトス

第三章 地役、効力

シテ

第二十條 本章ノ規則ハ義役地ニ關シ要役所有者間ニテ契約及ニ地役ヲ設定スル證書ノ條項ニヨリ拘束セラル

慣習上ノ地役、効力ハ本章ノ規則ト抵觸スル場合ニハ本章ノ規則ハ決シテカ、ル効力

ニ影響ヨリ及ホサガルベシ

第二十一條 地役ハ要役地ノ主有ニ關係ナキ目的ノ為メニ之ヲ行使スルコトヲ不得ス

無實權ノ事ニ
主有スルコトアリ

林立ス

地役、行使又に
其制限

第二十二条 要役所有者ハ兼役所有者ニ最サ
ノ負担ヲ加フル方法ニテ其權利ヲ行使セサ
ルヘカラズ、要役所有者ニ害ナクシテ地役、
行使ヲ兼役地一部分ニ限り得ルトキハ兼
役所有者ニ請求ニヨリ其行使ヲ此部分ニ限
ルヘレ

亨有ノ方法
変更スル権

第二十三条 要役所有者ハ兼役所有者ノ負担
ヲ増加セサルニ於テハ時々地役亨有ノ方法
及ビ場處、變更スルコトヲ得但し第二十二条
ノ規定ニ従フヘキモノトス

例外、通行権ノ要役所有者ハ兼役所有者ノ負
担ヲ増加セサル場合ニ於テモ隨意ニ其
通行権ヲ變更スルコトヲ得バ

法典調査會

亨有ノ方法
変更スル権

第二十四条 要役所有者ハ十方ニ地役ヲ亨有
スル為メニ必要ナル凡テノ行為ヲ兼役所有
者ニ對レテ為ス、權アリ然レトモ要役所有
者ニ害ナキ以上ハコ・ル行為ニ兼役所有者
ニ成ベク少ナキ不便ヲ醸シ時及ニ方法ニ於
テ之ヲ為ス可シ而レテ要役所有者ハカ・ル
行為ニヨリテ兼役地ニ加ヘシ毀害、修膳^舊
出未得ル限りハ之ヲ修膳スヘレ

地役ヲ十方ニ亨有スル為メニ必要ナル行為
ヲ為ス、權ヲ従タル権トイフ

従タル権

地役保存必
要費

第二十五条 地役ノ使用又ハ保存ニ必要ナル
造営、修繕又ハ其他ノ行為ヲ為スニ必要ナル
費用ハ要役所有者ヨリ支出セサルヘカラズ

修善ヲ施コリヨリ生スル損害
害ニ對スル責

第二十六條 人為的ノ造営ニヨリテ地役ヲ有セ
有セル場合ニハ要役所有者ハ此造営ニ修善
ヲ施コサズルヨリ生スル損害ニ關し要役所
有者ニ賠償ヲナスノ責ヲ有ス

第二十七條 義役所有者ハ要役所有者、利益
ノ為メニ何事ヲモ為スコトヲ要セズ、地役ノ
亨有タ妨ケサル以上ニハ要役所有者ニ對し如
何ナル方法ニテモ義役地ヲ使用シ得ルノ權
アリ、然レビ地役ヲ制限スル傾キアル行為又
ハ地役ノ行使ニ不便ヲ來ス傾キアル行為ヲ
為スコトヲ得ス

地役範囲 第二十八條 地役ノ範囲及ビ有ノ方法ニ關
レテハ左ノ規定ヲ設ク

法典調査會

必要ニヨル地役ハ其設定セラレシ時ニ存セ
レ必必要、程度ト同範囲、モノナリ
此他ノ地役、範囲及ヒ其行使方法ハ當事者
ノ意志及び其他地役ノ設定又ハ取得ノ目的ヲ
参考シテ之ヲ定メサルヘカラズ
斯ニ意志及ヒ目的ニ關シテ何等ノ證據モ
ナキトキハ

通行權 (2) 一種ノ通行權、中ニ他種ノ通行權ヲ包
含セバ

讓与ニヨリテ
取扱セル光線
又ハ空氣ノ通スル權ノ範囲ハ遺言者ノ
死時又ハ非遺言證書作成時ニ其口

入リし光線又ハ空氣量トス

(c) 一定ノ密戸其他ノロニ光線又ハ空氣ノ
ニ持スル時効的權

權

空氣ヲ使用スル目的ノ如何ニ拘ハラズ
時効ノ期間中其口ニ入りオリシ光線又

ハ空氣ノ量トス

(d) 空氣又ハ水ヲ汚ス時効的權利ノ範囲
此權利ヲ生セシ時効ノ進行ヲ始ムル際

汚レオリシ空氣又ハ水ノ量トス

(e) 此他ノ權利及ヒ其享ノ方法ノ範囲ハ其
權利ノ平常ノ使用方法ニヨリテ之ヲ定
メサルヘカラズ

地役增加

法典調査會

第二十九條 要役所有者ハ單ニ要役地ヲ變更
又ハ増加シタリトテ之レが為メニ地役ヲ增
加スルコトヲ得ス

地役ノ範囲カ要役地ノ範囲ニ伴フベキ如ク
地役ヲ譲与又ハ遺贈セル場合ニ於テハ若
シ要役地ハ添附ニヨリテ増加スレバワレ丈
地役モ増加レ要役地ガ離去ニヨリテ減サス
レバソレ丈地役モ減サス

前述ノ外ハ地役ノ要役地又ハ兼役地ノ範囲
ノ變更ニヨリテ影響ヲ受ケルコトナシ

第三十條 要役地カ二人以上ノ人ニ分割セラ
レタル場合ニハ兼役地ノ負担ヲ増加セサル
様ニシテ地役ノ各分割部ニ附着ス但シカク
地役ヲ附着スルコトハ分割ヲ為ス證書命令

要役地分割

又ハ納稅手續、條項ト抵觸セキルコトヲ要ス
又時効的權利ナル場合ニハ時効期間中、

過度ニ使用スル
妨止、對スル

使用方法ト抵觸セサルコトヲ要ス

第三十一條 地役ヲ過度ニ使用スルトキハ義役所有者ハ義役地上ニ於ケルカ、ル使用ヲ妨止スルコトヲ得此シガ為メニ自己ノ有スル他ノ救濟方法ヲ毀損セス但シカ、ル妨止ハ地役ノ違法ニ有リ害スルモノアルトキハカヘル妨止ヲナスコトヲ得ス

第四章 地役、妨害
第三十二條 要役地ノ所有者又ハ占有者ハ他人ニ妨害セラレバシテ其地役ヲ害スルノ權アリ

第三十三條 要役地上ノ權利、所有者又ハ占有者ハカル要役地、占有者ハ地役又ハ之ニ附従スル權利、妨害ニ對し賠償、訴リ起スコトヲ得但シ此妨害ハ原告ニ現実ノ損害ヲ生レタルコトヲ要ス

地役占有者
訴權

〔説明〕一、地役、證拠ヲ即カレ又ハ著ルタク要役地ノ價リ減少シテ原告ヲ害スル力如キ行為ヲ為スコトハ本條及ヒ第三十條ニ福フル現実ノ損害ナリトス
〔説明〕二、妨害ヲ受ケタル地役ノ家ノ口ニ光線、自由ニ通行スル權利ナル場合ニ於テ其損害を説明第一ノ中ニ入ルモナルカ原告、物質的幸福ヲ著ルシ

ク妨害の如く、被り起訴前、當事業者に係りシヤリ
好んでモロアラサレバ本條ノ稱ス

ル現実ノ損害ニアラジ

[説明]

三、妨害ヲ受ケタル權利ハ家ノ口ニ空氣ノ自由ニ通行スル權ナル場合ニ於テハ其妨害ハ既ニ原告ノ健康ヲ害スルモノニアラズトモ其物質的幸福ヲ著ルシク妨害スルモノナルトキハ本條ノ補スル現実ノ妨害ナリトス

第三十四條

要役所有者カ之ニ對シテ權利ヲ有スル支障ヲ取除カル、モ現実ノ損害ヲ受

ル時許權生ス

第三十五條

左ノ場合ニ於テハ地役ノ妨害ヲ

決典調査會

差止カル林木等ヲ登スルコトヲ得但シ特別政
護條例第五十二條乃至第五十七條ノ規定ニ従フヘキモノトス

(2)

地役ヲ実際ニ妨害セラレタルトキ、且シ

カル妨害ニ對し本章ノ規定ニ従ヒ損
害ノ賠償ヲ生メ得ヘキ場合タルベシ
(2) 妨害ヲ迫ラレ又ハ妨害ヲ企テテレタル
トキ、但シカラ追ケレ又ハ企テラレタル
為ヲ察行スレバ必ラズ地役ヲ妨害セラ
ルヘキ場合タルベシ

第三十六條 第二十四條ノ規定アルモ要役所
有者自ラ地役ノ妨害ヲ却タルコトヲ得ジ

第五章 地役、消滅停止及び復治

地役妨害ヲ
却タルコト

義役所有者
一権利喪失
ヨリ消滅

免除ミヨヒ消

第三十七條 地役、設定者カ設定前ノ原因
ヨリテ義役地ニ於ケル権利ヲ失フタルトキ
ハ地役ノ消滅ス

例外本條ハ第十條ニ後ヒ死質置カ違法ニ
設定セし地役ニ毫モ違用セズ

第三十八條 要役所有者ノ明示又ハ默示ニテ
義役所有者ニ地役ヲ免除スルトキハ地役ハ
消滅ス

斯ニ免除ハ只要役所有者カ要役地ヲ移轉
シ得ル情況及ニ範囲内ニ於テ之ヲナシ得ル
モノナリ
地役（義役地）一部ニ對シテモ之ヲ免除ス
ルコトヲ得

法典調査會

〔説明〕一、左ノ場合ニ於テハ地役ノ默示ニテ
免除セラレタルモノトス

（2）要役所有者ハ其必要ノ結果トシテ
地役、將來ノ亨有ヲ妨クルが如キ
永久的行為ヲ義役地ノ上ニ為スコ
トヲ明許シ此許可ヨリテカ、ル
行為ノ為サレタルトキ

（2）要役所有者カ地役、將來亨有ヲ傳
ムル、意志ヲ示スガ如キ永久的要
役ノ要役地上ニシタルトキ

〔説明〕二、地役ノ單純ナル不使用ハ本條ニ稱
スル者ニ免除ニアラバ

義役
ヨリ消滅

第三十九條 義役所有者カ自己ノ為メニ留保

セル権利ヲ行使シテ地役ヲ廢罷スルトキハ

地役ハ消滅ス

期間(満了又
ハ解除條件)
成就(ヨル消滅)

第40條 一定ノ期間設定セラレ又ハ特別行
為ノ履行又ハ不履行ヨリテ無効ナルベ
レトノ條件附テ取得シタル地役ノ期間滿
了又ハ條件ノ成就ヨクテ消滅ス

第41條 必要ニヨル地役ハ必要ノ終ハル トキハ消滅ス

必要終了(ヨル
消滅)

第42條 地役ハ如何ナル情況ニテモ要役
所有者便益トナリ得サルモノトナリタル
トキハ消滅ス

第43條 要役地ノ上ニ加ヘタル永久的變 更ニヨリテ要役地ノ負担八著レシク増加レ トキハ消滅ス

法典調査會

來リ業役所有者ハ地役ノ違法ノ事有ニ近モ
干渉スルニ非レハ此負担ヲ減スル能ハサル
場合ニハ地役ハ消滅ス但シ左ノ場合ハ此限
ニアラズ

(a) 如何ニ地役ヲ使用スルトモ允テ要役地
ノ亨有ノ為メニ之ヲナシタルトキ
(b) 変更ニヨリテ業役地ニ生セし害ハ通常
人ハ不平ヲ唱ヘサル程甚ケナルトキ
(c) 地役ハ必要ニヨル地役ナルトキ

本條ハ要役地ノ支障ヲ闇シテ要役所有者
与ヘニ地役ニ違用スルモノト思フヘカラズ
第44條 業役地ハ神力ニヨリテ永久的變
更ヲ受ケ要役所有者ハ最早其地役ヲ亨有ス

神力ニヨリ以降地
ニ永久的變更
ノ生エルコトニヨ
ル消滅

ルヲ得サルニ至レバ地役ハ消滅ス
必要ノ通路カ神カヨリテ破滅スル場合ニ
ハ要役所有者ハ要役地上ニ他ノ通行権ヲ持
シ第十四條ノ規定ハカヽル通路ニ適用セラ

要役地又ハ要役地
役地破滅
此消滅
所有權合意書
此消滅

ク破滅スルトキハ地役ハ消滅ス

第四十六條 同一人ガ要役地及ヒ要役地ノ絶
對的所有者トナルトキハ地役ハ消滅ス
第四十七條 繼続地役ハ二十年間繼續地役ト
シテ亨有セラレサルトキハ消滅ス

不繼續地役ハ同期間不繼續地役トシテ亨有
セラレサルトキハ消滅ス

法典調査會

前上ノ期間ハ繼續地役ノ場合ニ於テハ其亨
有ヲ要役所有者カ妨害スルカ又ハ要役所有
者自ラ之ヲ亨有し能ハサルモノト為セル日
ヨリ起算シ不繼續地役ノ場合ニ於テハ要役
所有者トシテ何人カ之ヲ亨有しオリシ最後
ノ日ヨリ起算ス

但シ不繼續地役ノ場合ニ於テ要役所有者カ
此期間中ニ千八百七十七年印度登記條例ニ
従ヒ其地役ヲ保持スル旨ヲ登記スルトキハ
此登記ノ日附ヨリ二十年ヲ経過スル近ハ地
役ハ消滅セズ

地役ハ唯アレ場所アリ時、アリ時間、又ハアル
目的ニ於テノミ違法ニ之ヲ亨有し得ルモノ

ナルトキハ前速ノ期間中ニ他ノ場所、他ノ時、
他ノ時間又ハ他自領ノ為メニ之ヲ享有スル
モ本條ニ従フテ消滅スルコトヲ妨ケズ
前述ノ期間中何人も差役地ヲ占有し居ラサ
リし情況地役ヲ享有スルコトヲ得ガリシ情
況附屬ノ権利カ享有シオラレシトノ情況ア
ルモ本條ニ従フテ地役ノ消滅スルコトヲ妨
ケズ

在ノ場合ニハ地役ノ本條ニ従フテ消滅セス

(a) 停止ハ要役所有者及び差役所有者間ノ

契約ニヨルトキ

(b) 要役地ハ其有ニ属スルトキ其有者ノ一
人カ前述ノ期間中ニ地役ヲ享有スルト

法典調査會

(c) 地役ノ必要ニヨル地役ナルトキ

多クノ差役地ハ一ツノ要役地ノ便益ノ為ト
ニ各通行權を服シ而レテ其道路ノ維持レオ
ルモノナルトキハ本條ニ於テハカ、ル諸権
利ヲ單一ノ地役ト看做ス

所屬權ノ消滅

第四十九條 地役消滅スルトキハ之レニ附屬
スル權利モ亦消滅ス

地役停止

第四十九條 要役所有者ハ差役地上ニ制限的
ノ権利ヲ有シ此権利ニヨリテ差役地ヲ占有
スルコトヲ得ル場合又ハ差役所有者ハ要役
地ノ上ニ制限的ノ権利ヲ有シ此ノ権利ニヨ
リテ要役地ヲ占有スルコトヲ得ル場合ニハ

地役ハ停止ス

義役所有者ハ地役ヲ継続セレコト
要求スルノ權ナリ。地役ノ消滅又ハ停止ノ
権督丁シ

ハ義役所有者ニ通知ヲ与ヘ彼レヲレテ不當
費用ヲ費ヤサズレテ此損害ニ對レテ義役
地ヲ保護スルコトヲ得セレムルトキハ第二
十六條ノ規定アレハ拘ハラズ義役所有者ハ
損害ノ賠償ヲ要求スルノ權ナレ
斯ル通知ヲ与ヘタルトキハ義役所有者ハ
此消滅又ハ停止ニヨリテ義役地ニ生セレ
損害ノ賠償ヲ要求スルノ權アリ

第五十一條 第四十五條ニヨリテ消滅レタル
地役復活

法典調査會

地役ハ左ノ場合ニ於テ復活ス

(a) 破滅地カ二十年ノ期間ノ経過スル前ニ
添附ニヨリテ復活スルトキ
(b) 破滅地カ義役建物ニシテ二十年ノ期間
ノ経過スル前ニ同一ノ位置ニ再建セラ
レタルトキ

(c) 破滅地カ要役建物ニシテ二十年ノ期間
ノ経過スル前ニ同一ノ位置ニ再建セラ
レ且其田建カ前ヨリモ大ナル負担ヲ義
役地ニ蒙ラサスルトキ

第四十六條 ヨリテ消滅セレ地役ハ所有權
ヲ合セシタル讓与又ハ遺贈ノ違當ナル
裁判所ノ命令ニヨリテ取消サルトキハ復

治ス、同條ニヨリテ消滅レタル必要ニヨル地役ハ所有權ノ合一カ其地如何ナル原因ニヨリテ止ムトキト雖モ復治ス

第四十七條ニヨリテ地役カ消滅前ニ停止原因カ取降カル、トキハ停止レオル地役

「復治ス

第六章 認許

認許ノ定義
認許ノ性質
第五十二條 一人自己ノ不動產ノ上ニアル行為認許ナクシテ之ヲ為セハ不法タルヘキ行為ヲ為シ又ハ為し鏡ケル權ヲ他ノ一人又ハ數人ニ委セシテ此權利ハ地役トモナラズ又財產上ニ有スル權利トモナラガルトキハ斯ル權利ヲ認許ト稱ス

法典調査會

第五十三條 認許ノ影響ヲ受ケル財產上ノ權ヲ移轉シ得ル者ハ其項スル權利、範圍内ニ於ケ認許ヲダクフルコトヲ得

第五十四條 認許ハ明示又ハ与者ノ行為ニヨル默示ニテ之ヲフルコトヲ得地役ノ創設ヲ目的トシ其目的ヲ達スルコトヲ得サル合意ニヨリテモ認許ヲ創設スルコトヲ得
法律後タル認許第五十五條 權利ノ享有又ハ行使ニ必要ナル元テノ認許ハカカル權利ノ創設ニ包含セラル、モノトス、ル認許ヲ後タル認許トイ

認許ヲ移轉シ得ル場合

第五十六條 別段ノ意志ハ明示又ハ必然ノ黙示ニヨリテ示サレサルトキハ受許者ハ公華

場へ入ルノ認許ヲ移轉シ得ルモノトス然レ
トモ此外ハ受許者ハ認許ヲ移轉スルコトヲ
得ダ又其雇人若クハ代理人ニヨリテ之ヲ行
使スルコトヲ得ス

瑕疵ヲ開示スヘ
第57條 認許ノ与者ハ認許ノ開セル財産
ニ瑕疵アレキ知リ而レタ其瑕疵ハ受許者ハ
身体又ハ財産ニ危険ナルモノコレテ受許者
ハ之ヲ知ラサルトキハ与者ハ受許者ニ之ヲ
開示スベキモノトス

財産ヲ不安全
ニナス(カヲサル)
与者ノ本旨
レシベ
五者ノ
ハ認許ノ移轉
者セ
ハ認許ノ移轉
者セ

第58條 認許ノ与者ハ認許ノ開セル財産

ヲ受許者ハ身体又ハ財産ニ危険ナラシムル
カ如キ行為ヲナスヘカラズ

第59條 認許ノ与者ハ認許ノ開セル財產

法典調査會

ヲ移轉スル場合ニ於テハ轉得者ハ認許ノ拘
束ヲ受ケバ

得ル場合

第六十條 与者ハ認許ヲ廢罷スルコトヲ得但
し左ノ場合ハ此限ニアラバ

(a) 認許ハ財産ノ移轉ト連関シ其移轉ハ尚
現在効力ヲ有スルトキ

(b) 受許者ハ認許ニ基キ永久的工事ヲナシ

テ費用ヲ償付ナシキ

第六十一條 認許ヲ廢罷ハ明示又ハ默示タ
ルコトヲ得

認許ヲ廢罷シ
ルモト看做ス場合

(a) 認許ヲ与フル以前ノ原因ニヨリテ与者

廢罷ハ明示又ハ
黙示タリ

認許ヲ廢罷シ
ルモト看做ス場合

法典調査會

- (a) 認許ノ實セル財產上ノ權利ヲ有セリ
モノトナリタルトキ
- (b) 受許者ハ明示又ハ默示ニテ認許ヲ与者
又ハ其代權者ニ放却セントキ
- (c) マル期間ニフルカ又ハアル行萬ノ履行
若クハ不履行ニヨリテ
- (d) 認許ハ無効トナルベシトノ條件ニテ之
ヲ取得シタル場合ニ期間カ終了スルカ
又ハ條件ノ成就スルトキ
- (e) 認許ノ實セル財產ノ破滅スルカ又ハ受
許者カ最早其權利ヲ行使スルコトヲ得
サル程ニ確然ト神カニヨリテ變更セラ
レタルトキ
- (f) 受許者カ認許ノ實セル財產ノ絕對的所
有權ヲ得タルトキ
- (g) 認許ハ特別ノ目的ノ為メニ与ヘラレタ
ル場合ニ於テ是目的ニ達セラル、カ放
棄セケル、カ又ハ實行シ得サルモノト
ナルトキ
- (h) 受許者カアル職務職業又ハ資格ヲ有ス
ルカ故ニ認許ヲ与ヘラレタル場合ニ於
テカ、ル職務職業又ハ資格ノ消滅スル
トキ
- (i) 二十箇年後期間中認許ハ全ク使用セラ
レス而レテ此不使用ハ与者ト受許者間
ノ契約ニヨリサルトキ

(乙) 認許ハ後タル場合ニ於テ此認許、附屬セラル権利ヲ消滅スルトキ

廢罷協合^ス於利ケル受許者権利

第六十三條 認許ノ廢罷セラレタル場合ニ於チハ受許者ハ認許ノ開セル財產^{重地ナテシ}ヲ去リ且此財產ノ上ニ置クコトヲ許サレオリ

レ物品ヲ取除ク為メニ相當ノ時間ヲ得ル権アリ
追去セラル事^ス受許者有スル権利

第六十四條 認許ヲ受クルコトニ對しテ約因ヲ出し才キシ場合ニ於テ受許者が契約上ノ認許ニヨン權利ヲ十分享有スル前ニ自己ニ退去モナキニ讓丘者ニ追去セラルトキハ彼ヨリ賠償ヲ得ルノ權アリ